

クロアチアへの入国について

2021年11月30日更新

在クロアチア日本国大使館

【一部の国・地域からの入国を禁止する措置（2021年12月15日まで）】

○11月26日、クロアチア市民保護本部は、南アフリカ等で新型コロナウイルスの新たな変異株が検出されたことを受け、一部の国・地域からのクロアチア入国、または、過去14日以内にこれらの国・地域に滞在していた者のクロアチア入国を禁止する措置を発表しました。11月30日時点、対象の国・地域は、南アフリカ、ボツワナ、エスワティニ、レソト、ナミビア、ジンバブエ、香港及びモザンビークです。

○なお、クロアチア国民及びその家族や、クロアチアに長期滞在資格を持つ外国人は、上記に該当する場合でも、クロアチア入国後14日間の自主隔離及び隔離最終日に検査を受けることを条件に、クロアチアへ入国できます。

1 クロアチアでは、クロアチア国境の通過を禁止・制限する措置が実施されています。この措置は、2021年12月15日まで有効です。

この資料では、当該措置の中で日本人のクロアチア入国に関わる主な内容についてご案内しますが、措置は、感染状況等に応じて頻繁に修正されています。最新の情報については、[クロアチア内務省のウェブサイト](#)等でご確認ください。

2 EU市民及びシェンゲン協定加盟国の市民及びその家族、並びに同地域内において長期滞在資格を持つ外国人（日本人を含む）で、EUデジタルCOV ID証明書を所持する方は、制限なくクロアチアに入国することができます（注）。EUデジタルCOV ID証明書を所持していない場合、以下のいずれかを条件に、入国が認められます。

（1）実施から72時間以内のPCR検査、または、実施から48時間以内のEU加盟国で承認されている抗原検査の陰性証明書の提示。

（2）EUで使用されている新型コロナウイルスワクチン（ファイザー社製、モデルナ社製、アストラゼネカ社製、ガマレヤ社製、シノファーム社製）、または、WTOが緊急使用を承認している新型コロナウイルスワクチン（セラム社製（Covishield）、バーラト・バイオテック社製（Covaxin）、シノヴァク社製（CoronaVac））を2回接種したことの証明書。または、1回接種型のワクチン（ヤンセン／ジョンソン＆ジョンソン社製）を接種してから14日以上経過したことの証明書。いずれも接種から365日までのものが有効。

（3）新型コロナウイルスに感染し、治癒したことの証明書及び発症の日から8か月以内にEUで使用されている新型コロナウイルスワクチンを1回接種したことの証明書。ただし、ワクチン接種証明書は、クロアチア入国から365日前までに接種したものが有効。

（4）ファイザー社製、モデルナ社製、またはガマレヤ社製ワクチンの1回目の接種から2日以上経過し、42日以内であることの証明書、もしくは、アストラゼネカ社製ワクチン

の1回目の接種から22日以上経過し、84日以内であることの証明書の提示。

(5) 陽性結果の判明から11日以上経過し、365日以内のPCR検査またはEUで承認された抗原検査の証明書、もしくは、医師が発行した治癒証明書の提示。

(6) クロアチア入国後、ただちにPCR検査、または、抗原検査を受け、陰性結果が出るまで自主隔離する。検査を受けられない場合は、10日間の自主隔離。

(注) EU・シェンゲン加盟国であっても、欧州疾病予防管理センター（CDC）による感染状況等に応じた色分けで「赤色」または「濃い赤色」に分類される国・地域については、クロアチア公衆衛生局が当該国・地域を下記5の「特別な疫学的措置が必要な対象国のリスト」に追加した場合、クロアチア入国に際し、下記5の条件が課されます。

3 上記2に該当しない外国人（例：EU・シェンゲン協定加盟国の長期滞在資格を持たない日本人等）は、真にクロアチア入国が必要な場合を除き、以下に該当する方のみ、入国が認められます。

- (1) 健康管理の専門家、健康に関する研究者、高齢者ケアの専門家
- (2) 国境をまたいで勤務する労働者
- (3) 物品運搬に従事する輸送要員
- (4) 外交官、国際機関の職員、国際機関から必要とされ招へいされた者、軍人、警察官、市民保護機関関係者、人道支援関係者
- (5) 12時間以内にクロアチアを出国する乗換えの旅客
- (6) 就学目的の者
- (7) 船員
- (8) 宿泊施設等の予約（※支払い済みでなくても可）を証明する書類等を所持し、観光目的で入国する者及びクロアチア国内で船舶や住居を所有する者
- (9) 緊急の個人・家庭上の理由がある者、ビジネス上の理由がある者、その他経済的な利害関係に伴う理由がある者
- (10) クロアチアに就労・居住申請を提出し、関係当局からその承認を受けている者

なお、上記(7)、(8)及び(10)の該当者、並びに、(9)の該当者でクロアチアでの滞在が12時間を超える方については、以下の条件が求められます。

ア 実施から72時間以内のPCR検査、または、実施から48時間以内のEU加盟国で承認されている抗原検査の陰性証明書の提示。

イ EUで使用されている新型コロナワクチン（ファイザー社製、モデルナ社製、アストラゼネカ社製、ガマレヤ社製、シノファーム社製）、または、WTOが緊急使用を承認している新型コロナワクチン（セラム社製（Covishield）、バーラト・バイオテック社製（Covaxin）、シノヴァク社製（CoronaVac））を2回接種したことの証明書。または、1回接種型のワクチン（ヤンセン／ジョンソン＆ジョンソン社製）を接種してから14日以上経過したことの証明書。いずれも接種から365日までのものが有効。

ウ 新型コロナウイルスに感染し、治癒したことの証明書及び発症の日から8か月以内にE

Uで使用されている新型コロナウイルスワクチンを1回接種したことの証明書。ただし、ワクチン接種証明書は、クロアチア入国から365日前までに接種したものが有効。

エ 陽性結果の判明から11日以上経過し、365日以内のPCR検査またはEUで承認された抗原検査の証明書、もしくは、医師が発行した治癒証明書の提示。

オ クロアチア入国後、ただちにPCR検査、または、抗原検査を受け、陰性結果が出るまで自主隔離する。検査を受けられない場合は、10日間の自主隔離。

4 EU域内国境管理に関するEU理事会勧告2020/912にて入域制限解除の対象国として指定された国・地域から直接入国する方は、上記3（1）～（10）に該当しない方でも入国できます。ただし、入国者は、上記3ア～オのいずれかの条件を満たすことが求められます。

5 特定の国・地域から入国する方

クロアチア公衆衛生局が発行する特別な疫学的措置が必要な対象国のリストに掲載された国または地域からクロアチアへ入国する方は、入国時に以下のいずれかの条件を満たすことが求められます。

（1）実施から72時間以内のPCR検査陰性証明の提出及びクロアチア入国から14日間の自主隔離。ただし、入国から7日後以降に自費でPCR検査を受け、結果が陰性であれば、自主隔離機関を短縮することができます（2021年11月30日時点、南アフリカ共和国及びタンザニアのザンジバルが該当。ただし、南アフリカ共和国は、当記事冒頭でご案内の一部の国・地域からの入国を禁止する措置の適用が優先されます）。

（2）ワクチン接種証明または治癒証明の所持の有無にかかわらず、入国前72時間以内に実施したPCR検査、または、入国前48時間以内に実施したEU加盟国で承認されている抗原検査の陰性証明の提示（2021年11月30日時点、ブラジルが該当）。

6 上記1から3において、12歳未満の児童は、同行する保護者が上記の条件を満たしている場合、児童自身の検査証明等の提出は求められません。

7 クロアチア内務省のウェブサイトでは、質問フォームを使って入国の可否や条件等について問い合わせることができます（英語・ドイツ語・クロアチア語）。クロアチアへの渡航を検討中の方は、こちらを活用していただくことをお勧めします。

8 クロアチア政府は、入国予定者に対し、ウェブサイト「Enter Croatia」から人定事項や滞在先等を事前登録するよう推奨しています。

9 日本の外務省は、クロアチアへの渡航について、感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_188.html#ad-image-0

10 日本に帰国・入国される方は、出国前72時間以内の「陰性」を証明する検査証明書の提出、空港検疫所での検査、14日間の公共交通機関不使用と自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存等に関する誓約書の提出等が求められています。検査証明書を所持していない場合、出発地において航空機への搭乗が拒否されますので、ご注意ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html